

保存版

市船での災害給付金の申請について

市立船橋高校 保健室

船橋市教育委員会からの通達(表面)どおり、学校管理下における傷病について、市立船橋高校では保健室が窓口になり、災害給付金の申請を行っています。申請までの流れをまとめましたので、不慮の傷病に備えて、保存版としてお持ちいただければと思います。

*給付申請は、保護者の方からの申し出により始まります。

帰宅後の受診など、保健室ではすべての傷病を把握することはできません。

申し出があって初めて、災害給付金の申請手続きがスタートします。

*受診月から2年ごとにセンターに受理されないと、時効となります。

卒業後に、1年生の時の受診について申請しようと思っても、時効となり申請できません。

*総医療費額が5,000円(窓口支払いの目安1,500円)以上のものが給付対象となります。

例) 窓口支払い = <整骨院 400円 → 整形外科 900円 → 薬局 300円 > 合計 1,600円

一つの傷病に対する医療費合計が窓口支払い1,500円以上のため申請可

(健康保険の範囲の医療費が対象のため、窓口支払い額がすべて保険適用かどうかは要確認)

【申請手続きの手順】 (保健室と本人とのやり取りで進めていきます。)

①校内事故報告書(災害給付金申請依頼書)の提出 →

書類は保健室にあります。

傷病についての詳細について記入してもらいます。

②申請方法の説明、必要書類の配付

申請の方法を説明しながら、報告書をもとに

申請に必要な書類をお渡しします。

③各書類の準備(右面参照)

*医療機関等に記入を依頼するもの

「医療等の状況」

「調剤報酬明細書」

「治療用器具明細書」など

療養月ごとに1枚必要

治療が続き、書類が足りなくなった場合追加の書類をもらいにきてください。

*自分で準備するもの

「口座振込依頼書」(銀行口座の記入)

④書類の提出

まとめて提出する必要はありません。医療機関での記入が済んだものは、速やかにご提出ください。

(保健室では、お預かりした分から、その都度申請していきます。)

⑤支払についてのお知らせ

「災害共済給付金振込のお知らせ」を、お子様を通じて配付します。

振込までは、申請から2~3か月かかります。ご了承ください。

| 校内事故報告書 (災害給付金申請依頼書) | | 受診月から2年ごとに時効となり申請できなくなります | |
|--|---|---------------------------|--|
| 大枠の本人または保護者が記入してください。提出後、必要書類をお渡しします。(年 月 日) | | | |
| 事故発生場所 | フリガナ | 保護者氏名 | |
| 年 組 | 生年月日 平成 年 月 日 | 担当教員名 (部活動) | |
| 事故発生日時 | 平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 | | |
| 事故発生場所 | アガの部位 | | |
| 事故発生状況 | 部活動中() 部 授業中() 部 その他() | | |
| ※いつ | (例) 体育の授業中、バスケットボールをしていた。試合中に、相手のパスを截るうとした時に、ボールが相手の腕に当たってしまい、負傷してしまいました。 | | |
| ※何をしていた | | | |
| ※どのようなことが起きて | | | |
| ※どうなった | (より詳しく) | | |
| 事故後の処置 | ① 緊急処置(救急)に送られたか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 送られていない | | |
| 当てはまるものにチェックし、詳しく記入する | ② 治療の経過 <input type="checkbox"/> 完治 <input type="checkbox"/> 完治せず <input type="checkbox"/> 完治せず | | |
| 受診した医療機関 | ③ 治療への連絡 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> ない <input type="checkbox"/> ない | | |
| (医療機関名) | ④ 受診した日時 初診 年 月 日 | | |
| | ⑤ 受診した日時 再診 年 月 日 | | |
| | 複数の医療機関を受診した場合は、その理由 | | |

【申請に必要な書類一覧】

<必ず提出する書類>

- ①「校内事故報告書」… 本人又は保護者が、傷病時の状況を詳しく記入。
- ②「口座振込依頼書」… 災害給付金を受け取る口座を指定する。保護者名義の口座のみ可。
- ③「医療等の状況」… 病院・医院・診療所用と、整骨院・接骨院用の2種類がある。
1か月にかかった医療費について、医療機関ごとに記入してもらう。
(1か月ごとに1枚、医療機関ごとに1枚必要となる。)

①~⑥は保健室より書類を配付します。
①②は、ご家庭で記入する書類です。

<必要に応じて提出する書類>

- ④「調剤報酬明細書」… 薬局にて調剤を受けた場合、1か月ごとに1枚必要。
「医療等の状況」と同様、1か月分をまとめて薬局で記入してもらう。
- ⑤「治療用器具・生血明細書」… 治療用器具や生血を利用した場合に必要。
用紙の上段は医療機関、下段は保護者がそれぞれ記入。
器具製作会社、医療器材店又は医療機関の領収証の写しが必要。
- ⑥「高額療養状況の届」… 入院などにより、1か月の医療費が高額【70,000円(7,000点)以上】となった場合に必要。保護者の勤務先の証明が必要になる場合もある。

こんな点にご注意ください

なるべく保護者の方のご負担を軽くできるよう、速やかな申請を心がけています

◆「学校管理下における災害」とは・・・

次の①~④における負傷・疾病・障害又は死亡をさしていただきます。

- ①授業中(各教科、学校行事等)
- ②学校の教育計画に基づく課外指導中(部活動等)
- ③休憩時間中及び学校の定めた特定時間中(始業前、休み時間、放課後等)
- ④通常の経路及び方法による通学中

◆ 医療機関で書類の記入を依頼する場合、「後日発行」となる場合が多いです。そのまま病院に預けたままとなり、忘れてしまうケースが見受けられますので、保健室に提出するところまで、保護者の方も気にかけていただければと思います。

◆ 災害給付金の支給期間は、同一の傷病ごとに、最長10年間となります。

【災害共済給付制度に関するお問い合わせ先】

○ 学校担当窓口 保健室(養護教諭) 電話 047-422-5516(代)

○ 船橋市教育委員会 保健体育課
児童・生徒防犯安全対策室 電話 047-436-2876

○「日本スポーツ振興センター 災害共済給付制度」ホームページ
申請に必要な書類がダウンロードできます <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>